様式第１号－２（中食・外食・給食事業者）

令和　　年　　月　　日

売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長　殿

令和７年６月20日に公表された政府備蓄米の売渡しを希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

１　米穀の流通に関する法令\*[[1]](#endnote-1)を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。

２　政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。

３　随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和７年５月26日付け７農産第992号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第３の６に規定する別紙２により受託事業体との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。

４　要領第５の２の（1）の使用計画を提出し、当該使用計画に沿って使用するとともに、買い受けた当該米穀の使用実績等について要領第５の２の（2）により報告すること。

住　　　　所：

商号又は名称：

代表者氏名：

　　　　　　　　　　電話番号：

1. 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成５年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和６年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。 [↑](#endnote-ref-1)